

平成25年5月14日

平成25年度内閣法制局調達改善計画

内閣法制局においては、これまで随意契約の見直し等調達の改善に取り組み、一般競争入札及び公募による契約への移行を推進している。

内閣法制局では、平成23年度において、全体で約8千2百万円の調達を実施しているところであり、平成24年度もほぼ同規模である。

平成25年度においても、調達の適正化の取組等を引き続き実施するため、次の調達改善計画を定め、一層の調達の改善に努めることとする。

1. 重点的に調達改善に取り組む分野

(1) 一者応札の見直し・公募による随意契約

- ① 入札説明書等を取り寄せたが応募・応札しなかった理由等について、当該事業者から意見聴取等を行い、その結果を活用する。
- ② 競争を制限するような条件又は仕様になっていないかを検討するとともに、仕様書の内容が分かりやすく作成されているか、事業者の検討期間が十分確保されているか等、仕様書の見直しを行う。

(2) 共同調達等

① 共同調達

事務用消耗品等の購入については内閣府と、中央合同庁舎第4号館で使用する電気の需給契約等については財務省との共同調達を実施してきており、平成25年度も引き続き推進に努める。

② 競り下げ

個別案件の状況に応じて、適切な実施に努める。

2. その他の取組

(1) 旅費の効率化

旅費の効率化のため、割引制度や出張パック商品等の利用により引き続き経費の削減を図る。

(2) 少額契約の公表等

- ① 平成25年度契約の件数、金額等を公表する。
- ② 少額随意契約にあっても複数者からの見積りにより安価な業者と契約するよう努める。

(3) ネットオークション

個別案件の状況に応じて、適切な実施に努める。

3. 実施状況の把握・管理等

調達改善計画の実施状況については、定期的に取りまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、調達改善計画を改定し、その内容を公表する。

4. 自己評価の実施

上半期終了時点及び年度終了時点における調達改善計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し、公表する。

5. 調達改善の推進体制

(1) 内閣法制局調達改善検討チームにおいて、調達改善計画の策定、自己評価の実施等を行う。

(2) 内閣法制局調達改善検討チームは、適宜開催する。

(3) 入札等監視委員会、内部監査、会計検査等における検証結果・意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

(4) 自己評価の実施等の際には、調達改善に関して知見を有する外部有識者に意見を求める。

6. その他

(1) 取組状況等の公表

調達改善計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

(2) 調達改善計画の見直し

調達改善計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行う。